

5 利用に必要な経費等

○施設使用料・宿泊料（条例改正や税率改定等で変更になる場合があります）

区分				1人あたり		1団体あたり								キャンプ場 1人1泊	テント 1張1泊
				和室 1泊		研修室(大) 定員 77名		研修室(中) 定員 46名		研修室(小) 定員 18名		プレイ ホール			
						昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜		
県内	甲類	学校等の教育活動	高校生以下	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
			指導者引率者	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	減免	
		健全育成の青少年	高校生以下	減免	300円	410円	200円	300円	100円	200円	300円	410円	減免	200円	
			指導者引率者	300円 (500円)									100円		
	乙類	高校生以下		減免	620円	830円	410円	620円	200円	410円	620円	830円	減免	410円	
		その他		620円 (820円)									200円		
県外	甲類			830円 (1,030円)	300円	410円	200円	300円	100円	200円	300円	410円	100円	200円	
	乙類				620円	830円	410円	620円	200円	410円	620円	830円	200円	410円	

- 研修室やプレイホールの使用料及び宿泊料は、群馬県の条例で定められています。
- 区分については次の通りです。
甲類：高校生以下の者（これに準ずると知事が認めた者を含む。以下同じ。）及びその引率者を含む団体、高校生以下の者及び指導者（高校生以下の者を指導する者をいう。以下同じ。）を含む団体又は指導者の団体であって、営利を目的としないもの。
乙類：甲類以外のもの。
- 「学校等」とは、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高等学校・中等教育学校・学童クラブ（放課後児童クラブ）のことをいいます。
- 「昼」とは9:00～17:00、「夜」とは17:30～22:00の時間帯をさします。
- （ ）の額は、11月1日から3月31日までの使用料です。燃料経費等が含まれています。
- 和室の定員は、1～12号室は各16名、リーダー室1は3名、リーダー室2は5名です。
- キャンプ場は整備中のため、一般への貸出しは行っていません。

○食事代（税率改定等でやむを得ず変更になる場合があります。）

	朝食	昼食	夕食
幼児	640円	720円	850円
小学生	760円	900円	1050円
中学生以上	800円	900円	1100円

○施設使用料・宿泊料の減免

- (1) 甲類又は乙類の高校生以下の場合、使用料・宿泊料の全部又は一部が免除されます。
- (2) 免除を受ける場合は、使用申込書のほかに「減免申請書」の提出が必要です。

使用料・宿泊料が免除される場合		免除の額
①	県が主催又は共催する事業に使用するとき	全額
②	県内に所在する学校等が教育活動として使用するとき	全額
③	県内に在住又は県内に所在する学校等に通学する高校生以下の者が使用するとき	宿泊料
④	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳若しくは療育手帳の交付を受けた者及びその介護者1名が使用するとき	宿泊料
⑤	その他所長が特別の理由があると認めたとき	県教育長が個別に定める額

例) 県内のスポーツ少年団や子ども会などが使用する場合、子どもたちは③に該当し減免になりますが、引率者（保護者）は減免対象外です。

○その他の経費（税率改定等でやむを得ず変更になる場合があります）

洗濯代（1人につき）	シーツ・枕カバー一式	250円
キャンプファイヤー薪代	1束	1,300円
キャンドルファイヤー代	1式	500円
野外炊事（1人につき）	炊事実習代	100円
各種クラフト・体験活動 （1人につき）	マイスプーン・マイフォーク	各200円
	焼き板	150円
	ネームタグ	150円
	サイコロカレンダー	150円
（1班4～5名）	工作モルック	2班ごとに 150円

○支払いの方法

- (1) 宿泊・施設使用料・洗濯代等については事務室へお支払いください。（現金又は銀行振込）
- (2) 食事代についてはレストランに直接お支払いください。（銀行振込のみ）
- (3) 振込時に発生する手数料は利用者の負担とさせていただきます。

○その他

リーダー室には金庫を用意しております。利用をご希望の場合は事務室へお問合せください。鍵は団体に責任をもって管理してください。